

入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程新旧対照表

改正案		現 行	
(事業の名称等) 第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。		(事業の名称等) 第2条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称及び施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。	
事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称	事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称
(1) 入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業	入間市大字下藤沢字水入、字本山、字水押、字明ノ沢、字味方原、字山ノ神、字下前原、字中前原、字筑地 <u>及び東藤沢六丁目</u> の各一部	(1) 入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業	入間市大字下藤沢字水入、字本山、字水押、字明ノ沢、字味方原、字山ノ神、字下前原、字中前原、字筑地の各一部
(2)・(3) 略		(2)・(3) 略	